

所得基準について

▼収入率が1.0以下であることとします。

$$\text{収入率} = \frac{\text{生計維持者の所得の合計額} - \text{特別控除額 (別表1)} - \text{就学者控除 (別表3)}}{\text{収入基準額 (別表2)}}$$

- ※ 所得をもとに計算します（収入ではありません。）。
- ※ 所得が不明な場合は、課税（所得）証明書を発行の上、御確認ください。
- ※ 所得は、給与所得、事業（営業等・農業）所得、不動産所得、山林所得、雑所得を合算します。
- ※ 所得がマイナスの場合は、ゼロとして扱います。
- ※ 就学者控除は、子供が2人を超える世帯において、本人の控除額に50万円を加算した金額をその超えた人数で乗じた金額になります。

▼（別表1）

世帯員の事情			控除額	
入学予定者			¥740,000	
母子・父子家庭			¥990,000	
小学校在学の人			¥310,000	
中学校在学の人			¥460,000	
			自宅通学	自宅外通学
高等学校 在学の人		国公立	¥390,000	¥690,000
		私立	¥880,000	¥1,180,000
高等専 門学校 在学の人	国公立	1～3	¥390,000	¥690,000
		4～5	¥430,000	¥720,000
	私立	1～3	¥880,000	¥1,180,000
		4～5	¥870,000	¥1,160,000
大学在学の人		国公立	¥740,000	¥1,210,000
		私立	¥1,330,000	¥1,800,000
専修学 校在学 の人	高等 課程	国公立	¥390,000	¥690,000
		私立	¥880,000	¥1,180,000
	専門 課程	国公立	¥360,000	¥810,000
		私立	¥1,020,000	¥1,470,000
障がいのある人			¥990,000	

▼（別表2）

世帯人数	基準額
1	¥2,860,000
2	¥4,550,000
3	¥5,270,000
4	¥5,720,000
5	¥6,170,000
6	¥6,500,000
7	¥6,770,000
8	¥7,040,000
9	¥7,310,000

▼（別表3）

就学者の事情			控除額	
入学予定者			¥740,000	
			自宅通学	自宅外通学
大学在学の人		国公立	¥740,000	¥1,210,000
		私立	¥1,330,000	¥1,800,000
専修学校在学の人	高等課程	国公立	¥390,000	¥690,000
		私立	¥880,000	¥1,180,000
	専門課程	国公立	¥360,000	¥810,000
		私立	¥1,020,000	¥1,470,000
障がいのある人			¥990,000	